

沼津市発注工事の入札、施工等における注意事項について

平成 31 年 4 月

沼津市総務課

沼津市発注工事の入札、施工等に当たっては、次の事項に十分留意し、適正かつ安全に努めてください。

1 関係法令等の遵守

- ①「建設業法」、「労働基準法」、「廃棄物処理法」等法令を遵守すること。
- ②入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を遵守すること。
- ③入札参加者は、沼津市契約規則、沼津市建設工事請負契約約款、建設工事に関する要領・要項等を承諾の上、入札執行公告等の記載事項、設計図書、現場等を確認し入札に参加すること。

2 労働基準の適正化と労働災害の防止

建設労働者の雇用に際しては、労働者の適正な賃金及び労働時間等による雇用・労働条件の改善のほか、労働安全衛生関係法令を遵守し、労働災害の防止には特段の注意を払い必要な対策を講じること。

3 市内業者の活用

本市は市内業者の育成及び受注機会の確保に努めており、工事の一部を他の建設業者に施工させる場合は、できる限り市内業者を採用すること。また、建設資材の調達や建設機械の購入・借入等についても、できる限り市内業者の活用に努めること。

4 下請契約の適正化

- ①建設業法に規定する一括下請行為等に抵触しないこと。
- ②下請契約の締結に当たっては、契約の当事者が対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲、施工条件等を明確にし、適正な工期・工程を設定した契約をすること。
- ③下請契約価格は、工期、支払方法、材料費、労務費等の要素を考慮した合理的な算出方法に基づき、下請事業者と十分協議して決定すること。
- ④下請代金の支払いに当たっては、「下請代金支払遅延等防止法」の規定に基づき適正な時期及び方法により行うこと。

5 建設業退職金共済制度への加入

工事請負契約を締結する受注者で建設業退職金共済制度へ加入している者は、建設業退職金共済制度の掛金収納書を提出すること。

6 現場代理人の兼務について

原則、現場代理人は現場常駐が必要であるが、沼津市工事請負契約約款第 10 条第 4 項の規定により現場代理人の兼務を行う場合は、平成 28 年 9 月付け「現場代理人の常駐義務緩和措置について」に基づき適切に手続きを行うこと。

7 技術者等の適正な配置

- ①契約時に届け出された現場代理人及び配置技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等のやむを得ない事由以外での変更は認められない。
- ②請負金額が 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の建設工事は、主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要。
- ③現場代理人は、主任技術者又は監理技術者が兼任することができる。
- ④現場代理人、主任技術者、監理技術者は受注者と直接かつ恒常的雇用関係（3 カ月以上）にあることが必要であり、在籍出向者（親会社からその子会社への出向社員を除く）、派遣社員、工事期間のみの短期社員等の配置は認められない。
- ⑤直接かつ恒常的な雇用を確認するための書類は、以下のいずれかの写しとする。
 - ア 監理技術者資格者証（表・裏）※所属名が記載されていること。
 - イ 健康保険被保険者証（雇用確認が取れないものは不可）
 - ウ 住民税特別徴収税額（変更）通知書
 - エ 雇用保険被保険者証※上記のいずれも該当がなく提出不可の場合は、別紙「技術者等雇用証明書」及び直近 3 カ月以上の賃金台帳（給与明細不可）の写しを提出すること。
- ⑥その他、国土交通省作成の監理技術者制度運用マニュアルに基づき適正な措置を取ること。

別紙

技術者等雇用証明書

1 技術者等氏名

2 生 年 月 日

3 職 歴

年 月

年 月

年 月

現在に至る

以上

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

注：記載内容に虚偽等が確認された場合は不誠実な行為として入札参加停止を行うことがあります。

別紙

技術者等雇用証明書

- 1 技術者等氏名 沼津 太郎
- 2 生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇日
- 3 職 歴
- 平成 20 年 4 月 (株) △△入社
- 平成 21 年 4 月 〇〇工事主任技術者
- 平成 年 月
- 現在に至る

以上

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

注：記載内容に虚偽等が確認された場合は不誠実な行為として入札参加停止を行うことがあります。